

小規模保育事業 きらら もとまち保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は次のとおりです。

1 事業運営主体

| | |
|-----------|----------------------|
| 名 称 | オールヒューマンサポート株式会社 |
| 所 在 地 | 大阪市 西淀川区 野里1丁目 23-20 |
| 電 話 番 号 | 06-6477-0445 |
| 代 表 者 氏 名 | 代表取締役 武元 邦子 |

2 事業所の概要

| | |
|-------------|---|
| 施 設 の 種 類 | 小規模保育事業 C型 |
| 施 設 の 名 称 | きらら もとまち保育園 |
| 施 設 の 所 在 地 | 大阪市 港区 磯路 1丁目 4-3 |
| 連 絡 先 | Tel 06-6571-5277 携帯 090-9829-9777 |
| 管 理 者 | 施設長 福田 佳奈 |
| 対 象 児 童 | 児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする満3歳未満の小学校就学前児童 |
| 認 可 定 員 | 0歳児 3人 ・ 1歳児 3人 ・ 2歳児 4人 |
| 利 用 定 員 | 満1歳以上満3歳未満の児童 7人 満1歳未満の児童 3人 |
| 開 設 年 月 日 | 平成 27年 4月 1日 |
| 事 業 所 番 号 | 2710052000470 |
| ホ ー ム ペ ー ジ | http://ahsc-kirara.com/ |

3 事業の目的・運営方針

きらら もとまち保育園(以下「当園」という。)は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児(以下「園児」という。)の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における設備の概要

(1) 施設

| | | |
|-----------|---------|-----------------------------|
| 建 物 | 構 造 | 鉄骨造 3階建のうち 1階 |
| | 延 べ 面 積 | 54.0 m ² |
| 屋 外 遊 戯 場 | | 磯路中央公園 4,000 m ² |

(2) 主な設備

| | |
|-----------|-------------------------|
| 設 備 | 部 屋 数 |
| 乳児室又はほふく室 | 1 室 |
| 保 育 室 | 1 室 |
| そ の 他 | 調理設備、シャワー設備、幼児トイレ、幼児手洗い |

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針(平成20年3月28日厚労告141)を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。下記8に記載する時間において、保育を提供します。

6 職員の職種、員数及び職種の内容

令和 6年 4月 1日 現在

| 職 種 | 職 務 の 内 容 | 員 数 | 常 勤 | 非常勤 |
|--------------------------------|--|-----|-----|-----|
| 施 設 長 (管 理 者) | 園務をつかさどり、所属職員を監督 | 1名 | 1名 | |
| 主 任 保 育 士 | 施設長の補佐をおこない、園児の保育及び保護者に対する保育に関する助言等を行う | 1名 | 1名 | |
| 家 庭 的 保 育 者 家 庭 的 保 育 補 助 者 | 専門的知識及び技術をもって、園児の保育及び保護者に対する保育に関する助言等を行う | 8名 | 1名 | 7名 |
| 調 理 員 | 給食、おやつを調理する | 2名 | 1名 | 1名 |

当園では、「大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年9月22日大阪市条例第101号。以下「条例」という。)」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

| 職 種 | 勤 務 体 系 |
|--------------------------------|----------------------|
| 施 設 長 (管 理 者) | 正規の勤務時間帯(8:00~19:00) |
| 家 庭 的 保 育 者 家 庭 的 保 育 補 助 者 | 正規の勤務時間帯(8:00~19:00) |
| 調 理 員 | 正規の勤務時間帯(8:00~17:00) |

※ ローテーションにより、各職員の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

7 保育を提供する日及び土曜保育について

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

但し、祝祭日及び年末年始(令和 6年12月29日から令和 7年 1月 3日)、令和 7年 3月31日は休園となります。

その他、カレンダーによりゴールデンウィーク・お盆・年度末(3月)等、家庭保育協力日があります。(入園のしおりにてお知らせします。)

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から19時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、9時から17時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。)

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、8時から9時まで又は17時から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします(時間外保育の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況

(1) 食事の提供方法

自園調理(調理業務は事業者調理員が行います。)

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

| | 午 前 間 食 | 昼 食 | 午 後 間 食 |
|-------|-------------|---------|---------|
| 0 歳 児 | 9 時 3 0 分 頃 | 1 1 時 頃 | 1 5 時 頃 |
| 1 歳 児 | 9 時 3 0 分 頃 | 1 1 時 頃 | 1 5 時 頃 |
| 2 歳 児 | 9 時 3 0 分 頃 | 1 1 時 頃 | 1 5 時 頃 |

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

食物アレルギー対応マニュアル有り
(代替・除去・持参)

10 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

11 連携施設

当園は、保育を適正に実施し、次に掲げる事項に係る連携協力を行う教育・保育施設を確保しております。

社会福祉法人 三養福祉会 大正ゆめの樹保育園

| | |
|------|--|
| 運営主体 | 社会福祉法人 三養福祉会 |
| 所在地 | 大阪市 大正区 三軒家西 1-3 |
| 連携内容 | <ul style="list-style-type: none">・ 集団保育を体験させるための機会、保育支援・ 代替保育受け入れ・ 当該保育修了後の受け入れ先 (保護者希望のみ優先枠の相談有) |
| 電話番号 | 06-6552-0008 |

※修了後、大正ゆめの樹保育園を希望される場合は、別途手続き、諸費用等が必要になりますので職員までお知らせください。

大阪市立 磯路保育所

| | |
|------|--|
| 運営主体 | 大阪市 |
| 所在地 | 大阪市 港区 磯路 2丁目 11-8 |
| 連携内容 | <ul style="list-style-type: none">・ 集団保育を体験させるための機会の設定・ 施設内(所庭等)の利用・ 行事による交流 |
| 電話番号 | 06-6572-6495 |

※修了後、保育所への入所を希望される場合は、再度お住まいの市町村への利用申込が必要となります。市町村の利用調整の結果、ご希望の保育所に入所できない場合もありますのでご了承ください。

12 利用料金

(1) 特定地域型保育に係る利用者負担(保育料)

支給認定証の発行を行った市町村がさだめる利用者負担額(月額)を当園にお支払いいただきます。

基本的に入園は月初、退園は月末とさせていただきます。

ただし、転居等やむを得ない理由により月の途中で退園する場合には、在籍日数に応じ日割り計算で算定します。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払い方法については、別途お知らせします。

13 利用開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入園決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

14 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が満3歳に達したとき(ただし、満3歳に達した年度の3月31日までは保育を提供します。)
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

15 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 小児科

| | |
|---------|------------------------------|
| 医療機関の名称 | 島崎診療所 |
| 医師名 | 島崎 久美子 |
| 所在地 | 大阪市 港区 南市岡 2丁目 10-17 松栄ビル 2階 |
| 電話番号 | 06-6581-0802 |

(2) 歯科

| | |
|---------|-------------------|
| 医療機関の名称 | わきさか歯科・矯正歯科 |
| 医師名 | 和氣坂 六義 |
| 所在地 | 大阪市 港区 磯路 3丁目 1-2 |
| 電話番号 | 06-6599-0006 |

16 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

17 非常災害時の対策

| | |
|---------|---|
| 非常時の対応 | 別途に定める、消防計画書により対応いたします。 |
| 防災設備 | ・ 自動火災報知設備 ・ 誘導灯 ・ カーテン、敷物、建具等で可燃性のものの防災処理 ・ 消火器 ・ 避難器具 |
| 避難・消火訓練 | 避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。 |

18 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。
虐待防止マニュアルの作成、運用

19 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

| | |
|---------------|--|
| 当園 ご利用相談窓口 | ・ 窓口担当者 武元 邦子 ・ ご利用時間 9:00～17:00 ・ 電話番号 06-6477-0445 ・ F A X 06-6300-7857 ※ 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。 |
|---------------|--|

※当園では、上記のほか園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

20 利用者に対しての保険の種類・保険事故(保険者の保険金支払義務を具体化させる事故) ・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

| | |
|-------|---|
| 保険の種類 | 日本スポーツ振興センター |
| 保険の内容 | 施設内事故 |
| 加入金額 | 365円程度(保護者負担金額 315円程度 園負担金額 50円程度) *要保護世帯 59円程度(保護者負担金額 40円程度 園負担金額 19円程度) |

※その他、賠償責任保険(事業者加入)

21 園児の利用状況(毎年度5月1日現在)

| | 2023年度 (令和5年度) | 2022年度 (令和4年度) | 2021年度 (令和3年度) |
|-------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 0 歳 児 | 1 名 | 3 名 | 3 名 |
| 1 歳 児 | 3 名 | 3 名 | 4 名 |
| 2 歳 児 | 3 名 | 4 名 | 3 名 |

22 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

| 項 目 | 受 審、実 施 状 況 | 受 審、実 施 結 果 |
|-----------|-------------|-----------------|
| 第三者評価受審状況 | 未 実 施 | — |
| 自己評価の実施状況 | 毎 年 度 実 施 | B 評 価 (標 準 的) |

23 子ども・子育て支援法第51条第2項若しくは第4項又は第57条第2項若しくは第4項の規定により公表・公示された旨(適正運営をしてない等により大阪市長より勧告、命令等を受け、その旨を公表、公示された事実の有無)

な し

24 当園におけるその他の留意事項

| | |
|--------------------|---|
| 喫 煙 | 当園の敷地内はすべて禁煙です。 |
| 宗教活動、政治活動、 営利活動 | 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。 |
| 送 迎 | 当園への自動車での通園は原則認められません。 |
| 暴風警報等発令時 | <p>大阪市域に暴風警報または特別警報が発令された場合、次のとおり対応します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育園開園前に発令された場合、原則として臨時休園します。(ただし、警報が解除された時点で安全に保育が行える状況であれば、保育を再開します。なお、10時00分以降に解除された場合、給食の提供はできません。) ・保育園開園後に発令された場合、発令された時点で臨時休園します。可能な限り速やかなお迎えをお願いします。 |

| | |
|------|---|
| 臨時休園 | <ul style="list-style-type: none">・災害などを起因とする交通機関の運転取りやめや、感染症等により保育園の運営ができない時(十分な職員数を確保できない場合や停電している場合、また建物の被害状況により安全な保育に支障をきたす等)は、臨時休園する場合があります。 |
|------|---|

別 表

1 保育の提供に要する利用者負担金 (変動する場合があります。)

| 項 目 | 内容、負担を求める理由及び目的 | 金 額 |
|---------------|-----------------|-----------|
| 連 絡 ノ ー ト | 保育士、保護者間連絡として | 180円 程度 |
| 健 康 ノ ー ト | 健康状態、成長の記録として | 200円 程度 |
| お た よ り 袋 | 連絡ノート・おたより入れとして | 300円 程度 |
| キ ャ ッ シ ュ 袋 | 保育料支払いとして | 80円 程度 |
| 写 真 | 希望者のみ販売 | 1枚 60円 程度 |
| 帽 子 (タ レ 付) | 日よけ、頭部防護 | 1,000円 程度 |
| お む つ | 忘れたとき、足りなくなった時 | 1枚 50円 程度 |
| ビ ニ ー ル 袋 | 忘れたとき、足りなくなった時 | 1枚 10円 程度 |
| 災 害 保 険 | 日本スポーツ振興センター加入 | 315円 程度 |

2 時間外保育に係る利用者負担

保育短時間認定に係る時間外保育料
 8:00～9:00 / 17:00～19:00
 30分あたり 500円

※当園は、上記費用の支払を受けた場合は、キャッシュ袋の受領印をもって領収証とします。